

次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書（大音浄水場）

1. 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、長浜水道企業団が浄水処理のために使用するものである。
2. 次亜塩素酸納入者（以下「納入者」という。）は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。
3. 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、次の（１）および（２）の品質規格に適合すること。

（１）日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K 120：2008-2）に基づく試験方法（改正された場合、最新ののものによるものとする。）により試験した結果、下記の品質「１級・製品Ⅰ」に適合するものであること。

○日本水道協会水道規格 水道用次亜塩素酸ナトリウム

項目	規格値
有効塩素	12.0%以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度（比重）（20℃）	1.16以下
遊離アルカリ	2.0%以下
臭素酸	50mg/kg以下
塩素酸	4000mg/kg以下
塩化ナトリウム	4.0%以下

（２）「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号。改正された場合、最新ののものとする。）第1条第16号に適合するものであること。
最大設定注入率は20.6mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（最終改正令和5年3月）」（厚生労働省健康局水道課。以下「ガイドライン」という。改正された場合、最新ののものとする。）に基づき行う。

4. 納入者は、納入する次亜塩素酸が本仕様書に定める品質規格に適合することを証明する分析結果書を当企業団に提出しなければならない。これらの品質検査に要する費用は、納入者の負担とする。提出する分析結果書は、下記のとおりとする。

○初回納入時のみ (a) または (b)

(a) 「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号に定める別表第1に掲げる項目に適合することを証明する分析結果書

- ・試験方法は、最新のガイドラインおよび「水道用薬品の評価試験方法」(JWWAZ 109) に基づくものとする。
- ・分析を行った機関名を明記すること。

(b) 日本水道協会水道等の認証機関による品質認証を受けたことを証明する書類(写しでも可)

○納入毎(初回含む) (c) および (d)

(c) 日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム(JWWA K 120:2008-2)の品質「1級・製品I」に適合することを証明する分析結果書

- ・結果と規格値を明記すること。
- ・分析を行った機関名を明記すること。

(d) 計量証明書

- ・計量法で定められた計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量したものに限る。

※上記の分析結果書は、公的な試験機関または計量証明事業登録(濃度)を受けた事業所において、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。

※提出書類が間に合わない場合は、必ず事前に当企業団の担当者へ連絡すること。

※契約期間の途中において、仕入れ業者を変更した場合は、上記4. 中の「○初回納入時のみ」に必要となる書類を提出すること。

5. 納入する次亜塩素酸が、上記3. の基準に適合しない場合、貯留タンクへ圧送してはならない。万が一、貯留タンクへ圧送した場合は、納入者の責任により貯留タンク内

の全量をすみやかにかつ浄水処理上支障のないように取り替えるものとする。

6. 納入場所および購入予定数量は、下記のとおりである。

納入場所	注文数量	購入予定数量
大音浄水場(長浜市木之本町大音1264-1)	1～2トン	年間20トン

- ・納入者は、納入に先立って当企業団職員の指示を受け、その指示された日時に次亜塩素酸を納入しなければならない。納入日時は、原則として「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後3時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。
- ・購入数量は、水質により変動することがある。

7. 契約期間は、契約日から2027年3月31日までとする。

8. 当企業団は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合がありますので、納入者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

9. 納入方法については、下記のとおりとする。

- ・納入者は、納入当日に浄水場の鍵を借りること。
- ・浄水場内の貯留タンクにタンクローリー車にて搬入する。
- ・納入者は、次亜塩素酸を圧送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。
- ・薬品を納入する前と納入した後に、貯留タンクの数値の増加がわかるように写真撮影すること。その後、指定の報告書にて報告すること。報告書は、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除いて、納入から3日以内に提出すること。
- ・初回の納入時は職員が立ち会うが、次回以降の立ち会いは行わない。
- ・大音浄水場のゲートの高さが280cmなので、車高に注意すること。ローリー車の容器が空の状態でも、必ずゲートを通過できること。そのために要した車両改造の費用については納入者の負担とする。
- ・納入者は、初回納入時までに大音浄水場を視察し、納入に必要な設備について検討しなければならない。

10. この仕様書もしくは契約書について定めのない事項、または、疑義が生じた場合は当企業団と納入者が協議の上これを定める。